

# 事前確認に必要な書類

一時支援金の申請希望者は、本リーフレットを参考にして、

**下記書類を全て用意**し、登録確認機関での事前確認を受けてください。

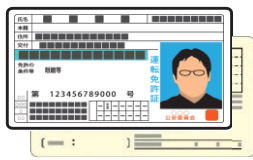
※登録確認機関が、申請希望者が所属する団体、事業性の与信取引先、顧問等であれば、書類の有無の確認を省略し、電話で「給付対象等を正しく理解しているか」等のみについて、事前確認を受けることが可能です。

## Check !

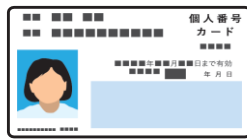
### 1 本人確認書類 (個人事業者・法人)

<以下のいずれか>

運転免許証 (両面)

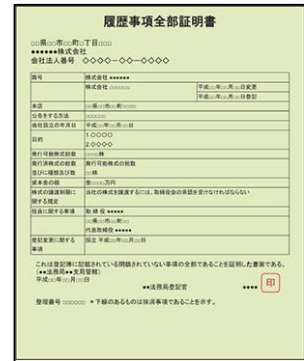


マイナンバーカード (オモテ面)

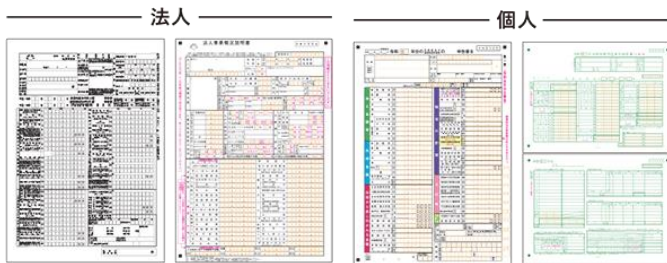


※住民票及びパスポート又は各種健康保険証、写真付きの住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳も可

### 履歴事項全部証明書 (法人のみ)



### 2 収受日付印の付いた2019年1月～3月及び2020年1月～3月までをその期間に含む全ての確定申告書類の控え

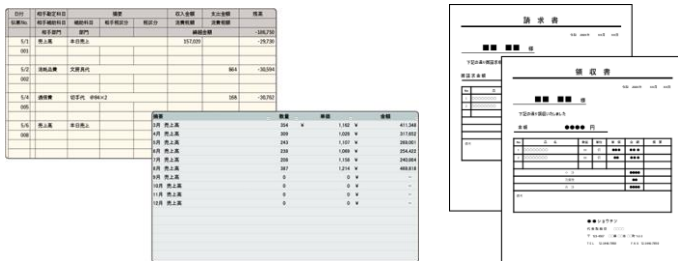


※e-Taxを通じて申告を行っている場合、これらに相当するものを提出してください

### 4 2019年1月以降の事業の取引を記録している通帳



### 3 2019年1月から2021年対象月までの各月の帳簿書類 (売上台帳、請求書、領収書など)



※登録確認機関が指定する複数年月における法人取引等について、請求書や領収書等に記載の取引先名称及び金額が、通帳に記帳されているかを確認しますので、**必ず全ての帳簿書類や通帳をご準備ください**。書類がない場合は、事前確認できませんので、ご注意ください。

### 5 代表者または個人事業者等 本人が自署した宣誓・同意書



下のQRコードから様子をダウンロードできます。



# 事前確認での質問リスト

登録確認機関は、事前確認で、下記を質問します。ホームページに記載の詳細も参考に、事前確認までに、**給付対象等を正しくご理解**ください。

※登録確認機関は、下記の他にも質問する場合があります。

## Check !

緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により売上が減少していたとしても、前年又は前々年の同月比で**売上が50%以上減少**しなければ（申請特例を用いる場合はその該当要件を満たさなければ）、一時支援金の給付要件を満たさないことを認識していますか。

前年又は前々年の同月比で売上が50%以上減少したとしても、緊急事態宣言に伴う**飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛による影響**ではない場合は、一時支援金の給付要件を満たさないことを認識していますか。

事業を実施していない、**サラリーマンやアルバイト、学生**等は、一時支援金の**給付対象ではない**ことを認識していますか。

一時支援金の給付を受けた場合、「2019年以降の確定申告書、帳簿書類」及び「緊急事態宣言に伴う**飲食店時短営業又は外出自粛等の影響の証拠書類**」には**7年間保存する義務**及び中小企業庁又は事務局から求められた場合に速やかに提出する義務があることを認識していますか。

「地方公共団体による営業時間短縮要請に伴う協力金の支払い対象となっている飲食店」、「公共法人」、「風営法上の性風俗関連として届出義務のある者」、「政治団体」、「宗教法人」、「暴力団を排除していない事業者」は**給付対象外**であることを認識していますか。

今後、**事業を継続する意思がない**場合（廃業又は破産等を予定している場合等）は、**給付要件を満たさない**ことを認識していますか。

代表者又は個人事業者等**本人が宣誓・同意書を全て読んだ上で自署**しましたか。

一時支援金の**不正受給**等を行った場合や書類の保存義務・提出義務を遵守しなかった場合、事務局等の調査に応じなかった場合、宣誓・同意書に違反した場合は、受給額に延滞金及び2割の**加算金を加えて返還する義務**を負うことや、**氏名等の公表**及び**刑事告発**され得ることを認識していますか。

## お問い合わせ

電話 0120-211-240 (IP電話 03-6629-0479)

※受付時間 8:30-19:00 (土日・祝日含む全日)

## 一時支援金ホームページ



一時支援金

検索

<https://ichijishienkin.go.jp/>

